

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【平成 29 年 3 月策定】の概要

1 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、本市の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を定めるもの。国の指針では、概ね 5 年ごとに計画の改定を行うこととされているため、平成 2 4 年 3 月に策定した計画の改定を行う。

今後、3 用地 2 清掃工場運用体制へ移行する本市の状況を踏まえ、3 R のさらなる推進や環境負荷の低減など、前計画の考え方を踏襲しつつ、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみ減量・再資源化を目的に改定を行う。

2 基本理念・基本方針

【スローガン】 「もったいない」の心で、1 日 18g のごみ減量 ～「焼却ごみ 1/3 削減の達成」から第 2Round へ～

【基本理念】

全員参加型
3Rによる
未来へつなぐ
低炭素・循環型社会
の構築

【基本方針】

1. 1 人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2 R（リデュース・リユース）を目指します。

2. 再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地或活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

3. 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。

3 計画期間と数値目標

- (1) 計画期間 平成 2 9 年度から令和 1 3 年度まで（1 5 年間）
※新清掃工場等の施設整備計画と整合性を図るため、計画期間を 1 5 年間とする。
- (2) 数値目標 基本理念の達成状況を把握する指標として、以下の 5 項目を数値目標として掲げる。

	平成 27 年度 (実績)	令和 2 年度			令和 13 年度 (目標)
		(計画)	(実績値)	(達成)	
総排出量※	367, 489 t	368, 788 t	334, 900 t	○	354, 000 t 以下
焼却処理量	252, 836 t	241, 861 t	235, 156 t	○	235, 000 t 以下
再生利用率	32. 6%	35. 4%	32. 1%	×	38. 0%
最終処分量	21, 450 t	22, 303 t	17, 397 t	○	13, 000 t 以下
温室効果ガス排出量	89, 814 t	81, 517 t	82, 525 t	×	78, 000 t 以下

※市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量

平成 2 7 年度 (実績)	令和 1 3 年度 (目標)	※令和 2 年度 (実績)
5 1 3 g	4 9 5 g	5 0 2 g

1 8 g の減量

4 目標達成に向けた施策展開

3 つの基本方針に基づき 2 7 の事業を展開し、2 7 事業のもとで 1 4 2 の施策を実施する。

基本方針	事業分類	NO.	具体事業
1	ルール	1	ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大
	情報提供	2	3 R 教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化
		3	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進
		4	料金の見直しによるごみの排出抑制
	動機づけ	5	生ごみの排出抑制の推進
		6	国及び他自治体との連携
		7	きれいなまちづくりの推進
		8	不法投棄の防止
		9	C－EMS による市庁舎等における率先した 3 R の推進
2	ネットワーク	10	市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援
	分別の徹底	11	ごみ排出ルールの遵守・指導徹底
		12	事業所ごみの排出管理・指導の徹底
	分別の推進	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
		14	剪定枝等の再資源化の推進
		15	生ごみの再資源化の推進
		16	清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施
	分別の拡充	17	さらなる再資源化品目の検討・推進施策
3	収集運搬	18	収集運搬体制の合理化
	再資源化	19	ごみ出し支援サービスの実施
		20	民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築
		21	焼却残渣の再生利用の推進
	焼却処理	22	焼却処理施設の長期的な運用計画の推進
	最終処分	23	最終処分場の適正管理
	システムの検討・構築	24	安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備
		25	安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備
		26	安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備
	適正処理困難物	27	適正処理困難物等の処理推進

※ 令和 2 年度における各施策の進捗状況

進捗段階	計画	進捗	説明
実施・継続実施	130	118	新規に実施される段階、継続実施される段階
施行（モデル事業等）	2	3	本格実施に向けて施行段階
周知	0	1	実施に向けて周知をする段階
検討・準備	7	11	検討・準備段階
見直し	2	8	事業の休止・停止等に伴い見直しを行う段階
合計	141	141	

5 計画の推進・管理

- (1) 計画・目標の共有化
市民・事業者・市の 3 者が本計画に対して理解を深め、主体的かつ積極的にごみ減量・再資源化に向けた取り組みを推進していくため、本計画を広く PR するとともに、分かりやすく説明する。
- (2) 毎年度の進行管理
計画を着実に推進するため、計画目標及び個別事業の進捗状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、必要に応じて個別事業の見直しや改善を行う。
- (3) 中間目標年度における計画全体の評価と見直し
概ね 5 年ごとに計画を改定することとし、中間目標年度である令和 3 年度を目途に計画全体の評価と見直しを行う。